

平成 30 年 7 月 4 日

伊勢市内地域包括支援センター各位  
(指定介護予防支援事業者各位)  
(介護サービス事業者各位)

介護保険課長  
高齢者支援課長

### 災害時における生活支援会議の開催の判断について

みだしのことについて、会議当日の午前 9 時を基準とし、それ以降に波浪警報以外の警報が発令されている又は発令された場合並びに、三重県南部に「震度 4」以上の地震が発生した又は津波注意報が発令された場合、会議は中止とします。

なお、中止となった場合のケースの取り扱いについては、サービス利用を先行していただき、後日、生活支援会議の日程を再調整させていただきますのでご了承ください。

また、上記以外でも適宜状況を判断の上、会議開催の可否を決定する場合がありますので、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

(例)

7 月 3 日 (火) 午後 9 時に暴風警報発令、翌 4 日 (水) 8 時 45 分に警報解除の場合  
→開催

7 月 3 日 (火) 午後 9 時に暴風警報発令、翌 4 日 (水) 9 時 15 分に警報解除の場合  
→中止

7 月 4 日 (水) 午後 1 時 15 分に暴風警報発令  
→中止 (一部出席していた場合も含む。)

7 月 4 日 (水) 午後 2 時に暴風警報発令  
→会議途中で中止